

日銀シス第22号

2019年4月17日

株式会社証券保管振替機構 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）  
＜株式会社証券保管振替機構用＞」の一部改正に関する件

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）の施行に際して元号が改められることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）  
＜株式会社証券保管振替機構用＞」中一部改正

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保振替社債等・振替処理結果 担保受入（振替社債等）完了」（コード542101）のの⑥を横線のとおり改める。

⑥

処理対象である振替申請と同一の年月日（和暦または西暦のいずれか一方）を入力します。

（例）平成令和2-8年4月1日（和暦）…… [0280401]

〃 （西暦）…… [2016200401]

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保振替社債等・振替処理結果 担保返戻（振替社債等）結果」（コード542103）のの⑥を横線のとおり改める。

⑥

処理対象である振替申請と同一の年月日（和暦または西暦のいずれか一方）を入力します。

（例）平成令和2-8年4月1日（和暦）…… [0280401]

〃 （西暦）…… [2016200401]

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保振替社債等・振替処理結果 担保受入（振替社債等）取消」（コード542102）のの⑥を横線のとおり改める。

⑥

取消対象である振替申請と同一の年月日（和暦または西暦のいずれか一方）を入力します。

（例）平成令和2-8年4月1日（和暦）…… [0280401]

〃 （西暦）…… [2016200401]